

令和 7 年度第 1 1 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 7 年 9 月 2 日

担当部・課：危機管理部地域安全推進課〔内線 4 3 2 2〕

① 件 名			
石巻市消防団員等公務災害補償に係る介護補償の最高限度額の増額について			
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）			
<p>【背景】</p> <p>消防団員や消防活動に協力した者（消防作業従事者）等が、消防活動中の負傷等により介護を要する状態となった場合、市町村は介護に要した費用を介護補償として支給することとされている。介護補償の額は、「常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額」とされ、労働者災害補償と同額とされている。</p> <p>令和 7 年 8 月 1 日に施行された「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令」により、「労働者災害補償保険法施行規則」に定める介護補償の最高限度額の増額等の見直しが行われたことに伴い、総務省においても、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき総務大臣が金額を定める件（以下「改正告示」という。）」により、消防団員等に対する介護補償の最高限度額を増額する見直しを行った。</p> <p>【目的】</p> <p>国の改正告示に合わせ、本市においても条例を改正し、消防団員等に対する介護補償の最高限度額を増額するもの。</p>			
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性			
<p>【根拠法令】</p> <p>消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号） 労働者災害補償保険法施行令（昭和 5 2 年政令第 3 3 号） 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 3 1 年政令第 3 3 5 号） 労働者災害補償保険法施行規則（昭和 3 0 年労働省令第 2 2 号） 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件（平成 1 8 年総務省告示第 5 0 3 号） 石巻市消防団員等公務災害補償条例（平成 1 7 年条例第 2 7 7 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/> 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>			
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）			
<p>令和 7 年 7 月 ・非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件の公布（令和 7 年 7 月 3 1 日公布、令和 7 年 8 月 1 日施行）</p> <p>・石巻市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について専決処分（令和 7 年 8 月 1 日施行）</p>			
⑤ 主な内容			
1 非常勤消防団員等に対する損害賠償に係る介護補償額の改定（月額）			
	対 象	改 正 後	改 正 前
	常時介護を要する場合	最高限度額（月額） 186,050 円（8,100 円増）	177,950 円
	随時介護を要する場合	最高限度額（月額） 92,980 円（4,000 円増）	88,980 円

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>【影響・効果】 消防団員等の公務災害補償について、適正な支給が図られる。</p> <p>【市財政への負担】 消防団員等公務災害補償等共済基金により支出されるため、受給額の増額による市の財政的な負担は無い。 ※損害補償に係る介護補償の対象者はいない。</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> <p>他市町村においても同様の改正を行う。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>石巻市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の専決処分（令和7年7月31日）について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。</p>
<p>⑨ その他</p>